

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024 年 4 月 1 日改定）

1. 事業者

名称	株式会社名鉄スマイルプラス
所在地	愛知県名古屋市中熱田区波寄町 2 5 番地 1
連絡先	052-756-2677
代表者氏名	代表取締役社長 北森 正浩
定款の目的に定めた事業	保育事業
設立年月日	2017 年 11 月 1 日

2. 事業の目的

事業の目的 運営方針	めいてつ保育ステーションぽっぽ園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。 (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
---------------	---

3. 事業所の概要

事業の種類	企業主導型保育事業			
名称	めいてつ保育ステーション 豊田市ぽっぽ園			
所在地	愛知県豊田市喜多町 3 丁目 120 番 KiTARA オレンジ棟（東棟）1 階 SB101			
設置年月日	2019 年 3 月 1 日			
TEL / FAX	0565-41-5700			
管理者氏名	今泉 由美			
利用定員	19 人（地域枠の児童数は定員の半数を超えないものとする。）			
職員数	園長…1 名 保育士…常勤 4 名程度、非常勤 3 名程度 調理員…非常勤 2 名程度 連携推進員…非常勤 2 名程度（2025.4 月現在）			
自己評価等の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施し、保育の内容の向上に努めます。			
第三者評価の概要	第三者評価も順に受審していく予定です。外部評価を受けた場合は必ずその結果をホームページや園内に掲示します。			
職員への研修の実施状況	保育所で働くにあたっての心構えや運営方針については入社後研修期間を設けて実施いたします。また、市町村の主催する各種研修等にも積極的に参加し、保育士として必要な知識の習得に努めます。			
連携医	内科医	一社内科・小児科	歯科医	三宅歯科医院

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぱ園
重要事項説明書（2024 年 4 月 1 日改定）

4. 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提供日	月曜日から土曜日まで（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
提供時間	7：30 から 18：30
提供しない日	日曜日 ※事業所の管理運営上、臨時に休所する場合があります。

※実際にお子様を預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

5. 事業所の概要

建物	鉄骨造	延べ床面積	122.5 m ²
設備	冷暖房、調理室、洗面所		
安全対策	転倒時の配慮として、床にはクッションフロア、柱や家具は全て角を取った設計にしており、お子様が転んだときや、ぶつかったときの衝撃を和らげます。コンセントやスイッチは、カバーを付けており、お子様の手の届かない高さに設置するなど感電などの事故防止に加え、ベビーガードを設置することで部屋を抜け出したりしないよう配慮をしています。また防犯対策として、テレビインターフォンによる確認をした後、入り口ドアの開閉を行います。		

6. 保育の全体的な計画

①「保育理念」

私たちは何のために保育をするのか

「生きる力」「共に生きる喜び」を育む

②「保育目標」

私たちの園ではこのような子を育成します

好奇心旺盛な子 適応力のある子 意志を表現できる子 人が好きな子 思いやりのある子 良く笑う子 食べることを楽しめる子

③「保育方針」

目標を実現するためにこのような保育を実践します

新しい発見に触れる機会を多く提供し、好奇心を育みます お子様の行動を見守り、自発的に動く喜びを育みます 一人ひとりのお子様に愛情を持って接します こだわりの食育、自園調理で楽しい食事時間を提供します
--

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024年4月1日改定）

④「年齢別保育目標」

各年齢で達成すべき目標

0 歳児	・生理的欲求を満たし快適に過ごせるようにする ・一人一人の欲求を受け入れ、情緒の安定をはかる。 ・身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感が芽生える
1 歳児	・安心できる環境の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる ・自分の好きな遊びを見つけ、楽しむことができる ・基本的な生活リズムを身につける ・表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる ・生活や遊びの中で自分の身近な存在に気づき、親しみの気持ちを表すことができる ・自分で食べようとする意欲を持つ ・身の回りのことを自分でやりたい気持ちが育つ
2 歳児	・周りの人に親しみや信頼感をもち、自分に自信をもつ ・態度や言葉で自分の気持ちを伝えられるようになる ・身近な人や物に興味や好奇心をもってかかわろうとする ・自分の好きな遊びを通じて、遊びに熱中することができる ・喜びを他者と共有し、その喜びを態度や言葉で表現できる ・異年齢とのかかわりを持ち、相手の気持ちを知ろうとする ・楽しみあひながら食べることができる ・身の回りのことを自分でできる嬉しさや誇りを味わう

⑤「保育内容（養護）」

目標を達成するためにこの内容に基づき指導計画を作成します

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
生命の保持	衛生的で安全な環境を作る。 家庭との連携を密に取り体の状態を細かく観察して、快適に生活ができるようにする。	保健的で安全な環境を作り、体の状態を観察し、快適に生活できるようにする。	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
情緒の安定	一人一人の生活リズムに沿って食事、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生活の安定と情緒の安定をはかる。 保育士に気持ちを受け止めてもらい安心して過ごせるようにする。 人への信頼感が育つような関わりを持つ。	一人一人の生理的・心理的欲求を満たし、情緒の安定をはかる。 保育士がかかわる中で信頼感が芽生えるようにする。 生活のリズムをつくり、健康な生活ができるようにする。	一人一人の欲求を満たし、情緒の安定をはかる。 安心して自分の気持ちを表現し、自己主張できるようにする。 保育士や友達との関わりの中で自己肯定感を感じられるようにする。

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園

重要事項説明書（2024年4月1日改定）

⑥「保育内容（教育）」

保育目標を達成するために、この内容に基づき指導計画を作成します

	0歳児		1歳児	2歳児
健やかにのびのびと育つ	発達時期に沿った全身運動を十分に行う。 たりする環境を整える。 一人一人の健康状態や生活リズムに沿った睡眠をとる。 離乳食から幼児食に移行していく中で色々な食材に慣れ喜んで食べる。 快適な環境に心地よさを感じる。	健康	発達時期に沿った運動や歩行、様々な動きを十分に行う 色々な食品や調理形態に慣れ、食事を楽しむ。 一人一人のリズムに沿って休息午睡をする。 身の回りのことを自分でしたい気持ちが芽生える。	指先や全身を使って色々な遊びを楽しむ。 友だちと一緒に楽しんで食事ができるようになる。 午睡など休息の時間をもち、午前の活動による心身の疲れや緊張を緩和する。 健康で安全な生活に必要な習慣に気づき、自分でできたことに喜びを感じる。
身近な人と気持ちが通じ合う	特定の保育者や周りの信頼できる大人との関わりの中で、人の心地よさを知る。 身体の動きや表情、発声等により、保育士と気持ちを通わせようとする。 安心できる人的・物的環境の下で感覚の働きを豊かにする。喃語、片言、表情を受け止めてもらう中で表情や発語が豊かになり、初語への意欲が出てくる。	人間関係	保育士との信頼関係や見守りのもとで、友だちに興味をもち、真似したり、関わって遊ぼうとする。 身近な保育士との温かい信頼関係が育つ。	友達や保育士とのごっこ遊びや、見立て遊びを楽しみ展開しようとする。 異年齢とのかかわりを持ち、相手の気持ちを知らうとする。
		環境	・身近な自然や動植物に興味を感じ、周囲の様々なことに対し好奇心、探究心が芽生える。 ・身の回りの物や事象に対し意欲的に探索活動をする。	身近な自然や動植物を見たり触ったりし、探究活動を楽しむ。 形、色、大きさ、量などの物質の性質にたくさん触れる。
		言葉	言葉のやり取りを楽しみ、気持ちを言葉や動作で伝えようとする。 実感と言葉がつながる経験を楽しむ。 絵本に興味を持ち、言葉のやり取りを楽しむ。	使える言葉が増え、気持ちを言葉で表す喜びを感じる。 保育士を仲立ちとして、友だちとの簡単なやり取りを楽しむ。 いろいろな絵本やお話が好きになり友だちと一緒に楽しむ
身近なものに関わり感性が育つ	身の回りのものを触り、外界に対する好奇心や関心をもつ。 スキンシップや語りかけを喜び、手遊びや歌に合わせて体を揺らして楽しむ。 見る、触れる、聞くなどの体験を通し、感受性が育つ。感動が広がり、自分から手指を自由に動かそうとする。	表現	・保育士や友達と一緒に笑ったり、リズムに合わせてからだを動かしたりする。 ・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。	様々な体験や経験をする中で、イメージを膨らませて、ごっこ遊びを楽しむ。 興味のあることや、思いを自由に表す。

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024 年 4 月 1 日改定）

⑦「保育内容（食育）」
保育目標を達成するために、この内容に基づき指導計画を作成します

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
食育	食べる意欲を持ち、満腹感を得て心地よくすごす。 色々な季節の食材をみたり、触れたりする。	食べることを喜び、心地よい生活を味わう。 食具に慣れる 身の回りの色々な食材に興味をもつ	様々な食材を味わうことができるようになり、意欲的に楽しく食べる。 食具を使って食べる 季節に合った様々な食材を知り友だちと一緒に食事を楽しむ

7. 毎日の保育の流れ

7：30	開園 順次登園
10:00	おやつ 遊び（室内外）・散歩
11:20	食事 （活動によって前後します）
12:30	お昼寝 （活動によって前後します）
15:00	順次目覚め おやつ
15:30	自由遊び 順次降園
18:30	閉園

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024 年 4 月 1 日改定）

8. 給食等

食事の提供方法	自園調理				
昼食・おやつ等	保護者の方へは、前月 20 日ごろに翌月の献立表をお配りします。				
アレルギー等への対応	除去食の導入や解除などの食物アレルギーへの対応については、所定の書類を記入していただき、それをもとに保護者の方と話し合いのうえ、進めていきます。ただし、対応が困難な場合もありますこと、あらかじめご了承ください。お子様に食物アレルギーのある場合は、必ず、事前にご連絡ください。食物アレルギーの例) 小麦・牛乳・卵・大豆・エビ・カニ・果物など				
衛生管理等	調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行います。				
	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0～2 歳児	○	○	○	○	約 50% (1050kcal)

※0 歳のお子様は、月齢と離乳食の進み具合に合わせて個別に対応します。

9. 健康診断等

健康診断	毎年 2 回、連携医が健診をします。 健診の結果については、「健診結果のお知らせ」を配布いたします。
歯科検診	毎年 1 回、連携歯科医が健診をします。 健診の結果については、「健診結果のお知らせ」を配布いたします。
身体測定	月 1 回身長・体重の測定を行います。 結果については、連絡帳に記載します。

※その他、お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

10. 利用の開始に関する事項

保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

11. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満 3 歳に達したとき（ただし、満 3 歳に達した年度の 3 月 31 日までは保育を提供します）
- (2) 児童の保護者が、支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024年4月1日改定）

12. 保育園利用に伴う費用

- (1) 入園事務費（帽子、システム準備費等）：11,000 円
内訳：帽子 1,540 円、防災ずきん 2,860 円、システム費 5,500 円、
道具箱 1,100 円
- (2) 保育料金：月額 40,600 円
洗濯サービス（2,200 円）・おむつ代（3,300 円）・おむつ処理代（400 円）：月額 5,900 円
※無償化対象者：0 歳 月額 9,400 円（保育料月額 3,500 円・以上サービス代 5,900 円）
1・2 歳 月額 9,500 円（保育料月額 3,600 円・以上サービス代 5,900 円）
- (3) その他の費用
行事参加費用など実費（都度お知らせします）
- (4) 保育料の減額措置
住民税非課税世帯は保育料減額の対象となります。
対象の認定には、保護者及びその配偶者の「非課税であることを証明できる書類」の
提出が必要です。
なお、具体的な「非課税であることを証明できる書類」については、お住まいの市町村の
税務担当部局に確認してください

13. 費用の支払方法

口座振替払（翌月 27 日に引落とし）

14. 入園に当たり保育園に提出していただく書類

別途ご案内します。

15. 保育園と保護者の連絡について

- (1) 保育園でのお子様の状況や家庭での状況を相互に連絡しあうためにハグノート（電子連絡帳）を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などお子様の様子を、保育園側はもちろんですが、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 月に 1 回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- (3) ハグノートや園だよりのほか、掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、確認してください。

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024年4月1日改定）

16. 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

慣れ保育	利用当初は、環境の変化から、子どもたちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に保育園の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、その日の9時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	予定時刻よりお迎えが遅れる場合は、随時ご連絡ください。
毎朝の健康状態確認 （体温・顔色等）	登園前に必ず体温を測り、体温や顔色など健康状態の確認を行ってください。
発熱のある場合	熱が37.5度以上ある場合は、登園をお控えください。
感染症に感染した場合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、末尾に記載した病名一覧を参考にかかりつけ医の診断に従い、保育園での生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようご配慮ください。（回復後の登園に関し、保護者の「登園届」の提出をお願いすることがあります。） なお、感染症に感染していない場合でも、保育園における感染症流行の防止のため、登園自粛をお願いすることがあります。
投薬	保育園での投薬は、原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
退園する場合	退園届をご提出ください。
各種変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量・就労状況等の変更の場合は、書類に記載して頂く必要がある場合がございますので、随時お申し出ください。

17. 緊急時の対応方法

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子様のかかりつけ医への連絡や嘱託医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

連携医	一社内科・小児科
	名古屋市名東区高社1丁目261番地 Bel Spazio ISSHA 1階 TEL 052-771-6660
連携歯科医	三宅歯科医院
	豊田市竹生町4-18 TEL 0565-32-0301

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器・消火器・誘導灯・避難器具

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024 年 4 月 1 日改定）

19. 保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の内容	名鉄グループ包括保険（企業総合賠償責任保険） （引受人：損害保険ジャパン株式会社 幹事）		
保険金額	施設・請負業務賠償 10 億円		

保険の内容	災害共済給付 （引受人：独立行政法人日本スポーツ振興センター）		
保険金額	負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	
	疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの - 学校給食等による中毒 - ガス等による中毒 - 熱中症 - 溺水 - 異物の嚥下又は迷入による疾病 - 漆等による皮膚炎 - 外部衝撃等による疾病 - 負傷による疾病	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
	障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
	死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
		突然死	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 〔通学（園）中の場合も同額〕

めいてつ保育ステーション豊田市ぽっぽ園
重要事項説明書（2024年4月1日改定）

20. 保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情解決責任者	氏名 高田 智実
相談・苦情受付担当者	保育園管理者 氏名 今泉 由美
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
連絡先	ご利用時間 9：00～17：00 T E L 0565-41-5700 F A X 同上
苦情処理第三者委員	中川法律経営事務所 弁護士 柘植 智甫
連絡先	住所 〒460-0003 名古屋市中区錦1丁目18-24 いちご伏見ビル4階 T E L 052-201-8833

21. 個人情報の取扱いについて

業務上知り得たお子様や保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。

- ・子ども・子育て支援法による支給認定に関し、市町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ・他の教育・保育施設や地域型保育事業所へ転園する場合、兄弟姉妹が他の教育・保育施設や地域型事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の保育の必要に応じて、写真をホームページ・チラシ等に掲示することがあります。

22. その他

喫煙	保育園内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

□ 参考

登園再開の時に「登園届(保護者記入)」が必要な疾患

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していく数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した 2 日経過していること（乳幼児にあつては、3 日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	—	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること